

整理番号	消防－法不－92
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	液化石油ガス販売事業の登録取消
概要	市長は、液化石油ガス販売事業者が正当な理由がないのに、液化石油ガス販売事業を登録後 1 年以内に開始せず、又は 1 年以上引き続き休止したときは、その登録を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第25条 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第25条 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が正当な理由がないのに、液化石油ガス販売事業を 1 年以内に開始せず、又は 1 年以上引き続き休止したときは、その登録を取り消すことができる。 どのような場合に、上記許可を取り消すかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な災害の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	